

発行/1部10円(購読料は組合費に
包含)
発行所/新潟県高等学校教職員組合
/新潟市中央区川岸町2-11-4
TEL(265)4151
FAX(231)1036
発行人/皆田裕史



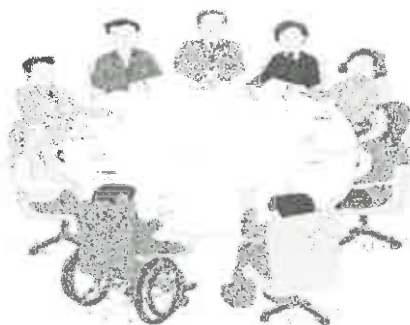
速報

教職員の健康診断業務を一方的
に押しつけさせないために

2017年1月23日号外

校長は 教職員の健康診断に責任を持たねばならない!

———教職員の健康診断を一方向的に押しつけさせないために———



私たち組合の長年の運動が実り、現在では、「教職員の健康診断は管理職の責任で実施する」ということがほぼ定着していました。ところが、2009年度末に校長協会会長が、「自分が管理係長時代に、養護教員の複数配置制を導入した。そのとき健康診断業務に就くことを配置条件とした」とする発言をしたため、一部の管理職が養護教諭に押しつけようとする不穏な動きがありました。

この動きに本部はただちに対応し、以下のように、「職員の健康診断に関する県教委との確認」をしています(資料①)。

(1) 学校安全衛生委員会を立ち上げる際の県教委通知(資料②)

職員の健康診断は管理職の責任で行う。衛生管理者と同様、押し付け合いをしないで協力して業務を行ってほしい。: 福利課

(2) 職員が健康診断業務にかかわる場合、特に養護教諭でなければいけないということはない(養護教諭でなければできないという業務はない)。: 福利課

(3) 健康診断業務に就くことを条件にして複数配置をしているわけではない。: 高校教育課

「教職員の健康診断は管理職の責任で実施する」ということは学校保健安全法でも、労働安全衛生法でも明確に謳われています。また、労働安全委員会を立ち上げる際にも、このことについて、組合と県教育委員会とで合意・調印しています(資料⑥)。

いままでの運動の経過や法的根拠を明らかにし、わかりやすいようにと従来の資料から抜粋・編集してこの冊子を作成しました。

新潟県高等学校教職員組合養護教員部

1 法的根拠

学校保健安全法(旧：学校保健法第8条、第9条)

第15条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第16条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。



学校教育法(旧：第28条⑥、⑦)

第37条⑪ 教諭は、児童の教育をつかさどる(教諭の本務)。

⑫ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる
(養護教諭の本務)。

労働安全衛生法

第66条 事業者は労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより医師による健康診断を行わなければならない。

労働安全衛生規則(定期健康診断)

第44条 事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内に1回、定期に、……医師による健康診断を行わなければならない。

新潟県立学校職員安全衛生管理規定

第23条6 学校委員会の委員は、校長が指名する。ただし、第4項第1号に規定する委員以外の委員の半数については、職員過半数で組織する職員団体があるときにはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がないときには職員の過半数を代表するものの推薦に基づいて指名するものとする

なお、資料③：新潟高教組速報「教職員の健康診断(1993.1.20、No.59)」に教職員の健康診断に関する各種法律等の関係がわかりやすく記載されていますので、参考にしてください。

2 経過

県教委、「教職員の健康診断は養護教諭の本務でない」ことを認める

* 1991年9月13日に行われた新教連との交渉で、県教委は、「教職員の健康診断は養護教諭の本務でない」ことを認めました。

本部・分会が「職員の健康診断にかかわる業務を養護教諭に押しつけないとりくみ」を推進

* 本部は、以下の内容をもつ要求書を1992年1月17日付で県教委に提出し、交渉しました(資料④)。

- ① 職員の健康診断にかかわる業務を養護教諭に押しつけないこと。
- ② 職員の健康診断にかかわる業務を養護教諭に押しつけている現状を改善するための具体的方策、改善計画を明らかにすること。

それに対する県教委の回答は次の通りでした。

- ① 職員の健康診断は設置者の責任で行うことである。従って校長の責任でやらなければならない。
- ② 実施するに当たっては、保健部や養護教諭にお願いしている。
- ③ 養護教諭にのみ負担をかけることのないようにしたい。

問題点として、次の2点があげられました。

- ① 校長の責任で行わなければならないにもかかわらず、教職員にその業務を押しつけている。
- ② 予算などが必要ならば設置者の責任で措置しなければならない。

分会のとりくみとして、次の3点を指示しました。

- ① 実施の責任者(主体)は校長であるという立場を堅持して運動を進める。
- ② 検査機関との折衝、日程・学校行事への取り組み、実施要項の説明などは校長にさせる。
- ③ 養護教諭に対する不当な攻撃を許さないために、分会執行部が責任を持って要求実現に取り組む。

* 1991年～1992年の折衝・交渉以来、本部と分会が一体となった私たち高教組の運動により、管理職が教職員の健康診断業務を行う学校が徐々に増えていきました。

県教委が複数配置校の新規養教に職員の健康診断を押しつける

* 第6次公立高等学校教職員定数改善計画(2001年度～2005年度までの5カ年計画)がスタートしました。それに基づいて県教委高校教育課も養護教諭の複数配置を従来の12ヵ月(常勤)8校に加え、2001年度新規複数配置校として12ヵ月(常勤)3校、3ヵ月(臨時勤務)12校を決めました。ただ、次の理由で新たな配置校名は明らかにしませんでした(資料⑤)。

- ① 養護教諭が職員の健康診断業務を受任することを条件に、該当校を選定する。
- ② 該当校を明らかにすることによって、高教組が潰しに動くので明らかにしない。

県教委は、「教職員の健康診断は養護教諭の本務でなく、校長の責任で行わなければならない」ということを認めながら、定数改善にもとづく養護教諭の複数配置を契機に、臨時職員という不安定な立場につけ込んで、職員の健康診断を行わせ、将来的には、正規の養護教諭に「職員の健康診断」を行わせようという意図を持っていました。

しかし、正規の養護教諭は教職員の健康診断業務を拒否していましたし、臨時の養護教員も徐々に受けなくなり、管理職が職員の健康診断業務を行うことが定着していきました。

校長協会会長、「養護教員の複数配置制を導入したとき、健康診断業務に就くことを配置条件とした」発言をし、追従者も出現

私たち組合の長年の運動が実り、現在では、「教職員の健康診断は管理職の責任で実施する」ということがほぼ定着していました。ところが、2009年度末に校長協会会長が、「自分が管理係長時代に、養護教員の複数配置制を導入した。そのとき健康診断業務に就くことを配置条件とした」とする発言

をしたため、一部の管理職が養護教諭に押しつけようとする不穏な動きがありました。

この動きに本部はただちに対応し、以下のように、「職員の健康診断に関する県教委との確認」をしています(資料①)。

(1) 学校安全衛生委員会を立ち上げる際の県教委通知(資料②)

職員の健康診断は管理職の責任で行う。衛生管理者と同様、押し付け合いをしないで協力して業務を行ってほしい。：福利課

- ＊ 「押し付け合いをしないで」ということは、了解を得ないでということであり、一般職員を一方向的に健康診断業務につけさせることは通知違反である(資料①「本部の基本的な考え方(2)」)。

(2) 職員が健康診断業務にかかわる場合、特に養護教諭でなければいけないということはない(養護教諭でなければできないという業務はない)。：福利課

(3) 健康診断業務に就くことを条件にして複数配置をしているわけではない。：高校教育課

「教職員の健康診断は管理職の責任で実施する」ということは学校保健安全法(第 15 条)でも、労働安全衛生法(第 66 条)でも明確に謳われています。また、労働安全委員会を立ち上げる際にも、このことについて、組合と県教育委員会とで合意・調印しています(資料⑥)。



3 労働安全衛生委員会との関連

1998 年の労働安全衛生法の改正により、教職員も対象となりました。これに対応するため、県教委は「新潟県立学校職員安全衛生管理規則」を定め、通達を發しましたが、それに関して組合と協議し、1997 年 9 月 30 日、合意した内容を文書で確認・調印しました。

労働安全衛生法第66条にも、職員の健康診断は、

設置者である県と管理者である校長の責任で実施するものである、と明記

その合意文書の 3 でも、「労働安全衛生法第 66 条及び学校保健法第 8 条(現：学校保健安全法第 15 条)によって、職員の健康診断は、設置者である県と管理者である校長の責任で実施するものである」、と明記してあり、また、労働安全委員会の立ち上げについては、組合と県教委との合意を得て実施することも記されています(資料⑥)。

労働安全衛生体制確立に向けた「5つの課題」を確認

また、高教組は、1999 年 2 月 10 日の第 96 回定期県委員会で労働安全衛生体制確立に向けた課題として、次の 5 点を決定しました(資料⑦ P3)。

- ① 衛生管理者(衛生推進者)の養護教諭、保健体育教師への押しつけをさせないこと。
- ② 職員の健康診断は管理職の責任で実施すること(保健法第 8 条(現：学校保健安全法第 15 条)遵守)。
- ③ 健康診断表票管理はプライバシー保護の観点から本人管理とすること。そのための健康診断票の書式・項目について当局と整理すること。
- ④ 「同意状況報告書」は地公労合意のものに戻し、手続きについても合意の通りに明記すること。
- ⑤ 運用通達の学校完結の部分削除すること。

県教委は残された課題が未解決のまま 1997 年 12 月に「運用通達」を出していたため、ほとんどの学校で形式的に衛生管理者(衛生推進者)が選任され、実行ある労働安全衛生体制とはほど遠い状況になっていました。



「5つの課題」を解決し、労働安全衛生体制を確立

衛生管理者(衛生推進者)の養護教諭、保健体育教師への押しつけはない

2007 年度は、精力的に当局との折衝を強化し、1999 年 2 月の第 96 回定期県委員会で決定した「5つの課題」の解決に向けたとりくみをすすめてきました。その結果、5 点の解決にほぼめどが付いたことから、2008 年 1 月 9 日、福利課と最終合意に達しました(資料②)。よって各学校では、これから実行ある労働安全衛生体制を確立していくことになりました(資料⑦ P4)。

学校安全衛生委員会の構成において、「委員は校長が指名する」とありますが、その具体的な対応については、「職員過半数で組織する職員団体があるときにおいてはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がなくないときにおいては職員の過半数を代表するものの推薦に基づいて指名するものとする(新潟県立学校職員安全衛生管理規定第 23 条 6)」とあるように、労働組合(各学校においては分会)を無視して組織することはできません。これは労働安全衛生法の「労使対等の原則」からきています。委員の選任方法を職員会議で決めればよいなどと言っていた校長もいましたが、これは「労使対等の原則」に反しています(資料⑦ P8)。

安全衛生委員会の業務は校長に意見を述べること

安全衛生管理規定の第 17 条(総括委員会)・23 条(学校委員会)で、「委員会は、教育長(校長)に意見を述べるため、学校総括安全衛生委員会(安全衛生委員会)を置く」と規定されています。労働安全衛生法でも第 18 条で、「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対して意見を述べさせるため、衛生委員会を設置しなければならない」、と安全衛生委員会を設置する根拠を述べており、具体的な業務を行う機関ではないことをおさえておく必要があります。すなわち、安全衛生委員会は、具体的な健康管理・安全管理の「業務」をするのではなく、意見反映や提言、計画樹立が課せられた責務です(資料⑦ P9,10)。

新潟高教組は、「組合員は衛生管理者(衛生推進者)にならない。教頭に受任させる」方針でとりくみを進めました。とりくみの結果、県教委と一定整理することができました。今後、人事異動等の学校事情で衛生管理者が交代する際、教頭に受任させる必要があります(資料⑦ P11)。

学校安全衛生委員会のメンバーなのだから……といった理由で、

職員健康診断の業務を命ずることはできない

学校委員会と衛生管理者の業務は明確に区別されており、「学校安全衛生委員会のメンバーなのだから……」といった理由で、職員健康診断の業務を安易に手伝わせたり、書類の作成を命じたりすることはできません。健康診断は管理職の責任で行われることが当然であり、新潟高教組のこれまでのとりくみによって、ほとんどの学校では教職員の健康診断業務は管理職によって行われています(資料⑦ P12)。

4 まとめ

学校衛生安全法第15条では、「学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない」として設置者の責務を定めています。労働安全衛生法第66条でも同様の趣旨のことを述べています。また、安全衛生管理規定の第23条では、「委員会は、校長に意見を述べるため、学校安全衛生委員会を置く」と規定されています。学校安全衛生委員になったからといって、具体的な健康診断業務を命ぜられることはありません。従って教職員の健康診断計画や必要な条件整備を県教委・校長は行わなければなりません。

日程設定、検査機関の選定・交渉、会場設営、診断業務、健康診断表の作成・保管など必要な作業を校長の責任で行わなければなりません。このことは別に難しいことはありません。教職員(養護教諭も含めて)には充実した健康診断を受ける権利があり、安全で健康的な職場で働く権利があります。

参考・引用資料

- ① 新潟高教組速報「職員の健康診断業務について(2010.6.12、号外)」
- ② 県教委通知(教福第268号、平成20年1月25日付)
- ③ 新潟高教組速報「教職員の健康診断(1993.1.20、No.59)」
- ④ 新潟高教組速報「教職員の健康診断(1992.3.21、No.61)」
- ⑤ 新潟高教組速報「養教の複数配置と職員の健康診断問題(2000.4.9、No.4)」
- ⑥ 新潟県立学校職員安全衛生管理規定及び通達に関する協議・合意事項
- ⑦ 新潟高教組号外「労働安全衛生確立のためのマニュアル(2008.3.22)」

